地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 12 月 4 日

飯塚市監査委員 篠 﨑 充 俊 飯塚市監査委員 城 丸 秀 髙

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和2年10月1日(木)から令和2年12月4日(金)まで

2 監査の対象

「飯塚市健康の森公園体育施設」の指定管理者の業務について

- ・指定管理者 (一社)飯塚市スポーツ協会、(一社)飯塚市水泳協会、 (有)飯塚スイミングスクールグループ
- ・所管課 健幸・スポーツ課
- 3 監査の場所

当該施設及び監査事務局

4 監査の範囲

令和元年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、 施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市健康の森公園体育施設」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に 行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和元年度 61,236,572 円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に 基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市健康の森公園体育施設」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和元年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【所管課に対する指摘事項】

1 備品について(局長指摘事項)

備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられた。

- ・洗濯機、消火器等、買い替えされているものについて、備品台帳の更新が なされていない。
- ・市民プールに AED が設置されているが、備品台帳に記載されていない。
- ・市が令和元年 5 月にプールロボット (594,000 円) を購入しているが、備 品台帳では所在場所が市民プールではなく、健幸・スポーツ課になってい る。
- ・指定管理者が、高圧洗浄機(37,800円)、トランシーバー5台(83,700円) を購入しているが報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていない。 備品の管理については、前回の定期監査においても指摘していたが、「飯塚 市健康の森公園体育施設指定管理業務仕様書 16.物品の帰属等」によれば、「指 定管理者は、市の所有に属する物品については、(中略)購入及び廃棄等の異動 について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品 の帰属を明確にするためにも、備品購入等の異動については、定期的に指定管 理者より報告を受け、備品登録及び標識の貼付を行い適切な備品管理を行うこ と。

なお、現在の指定管理者は令和3年3月31日で指定期間を満了するが、指定期間の満了に際しては、管理物品等についてその帰属を含めて、確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。

また、市は、正確な備品台帳を指定管理者に提示すること。

2 経費の仕訳について (局長指摘事項)

多目的施設の消火器の買い替えに伴う費用(消火器本体、廃棄手数料、リサイクルシール)を消防設備保守点検委託料に含めたものや、市民プールの物品の買い替えを修繕費で計上しているものがあったが、買い替えについては、備品購入費若しくは消耗品費で計上すべきと思料する。

また、市民プールのドライヤーの購入に関して、令和元年4月は消耗品費で購入し、10月には備品購入費で購入していた。

経費については、内容を確認し、正しい科目で統一性を持った処理をするよう指定管理者に指導すること。

3 多目的施設等の利用許可について(局長指摘事項)

飯塚市都市公園体育施設条例施行規則第2条及び第3条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下、「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されている。

しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、 利用者の記名は行っているものの、規定された許可書等の提出及び発行はなされていない。

所管課は、指定管理者が規則を遵守し適正な事務処理を行うよう指導すると ともに、例規が実情にそぐわないのであれば、見直しを行うこと。

【飯塚市健康の森公園体育施設指定管理者に対する指摘事項】

1 備品について(局長指摘事項)

備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられま した。

- ・洗濯機、消火器等、買い替えされているものについて、備品台帳の更新が なされていない。
- ・市民プールに AED が設置されているが、備品台帳に記載されていない。
- ・高圧洗浄機 (37,800 円)、トランシーバー5 台 (83,700 円) を購入しているが報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていない。

備品の管理については、前回の定期監査においても指摘しておりましたが、「飯塚市健康の森公園体育施設指定管理業務仕様書 16. 物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、(中略) 購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品の帰属を明確にするためにも、市長への報告を確実に行ってください。

2 経費の仕訳について(局長指摘事項)

多目的施設の消火器の買い替えに伴う費用(消火器本体、廃棄手数料、リサイクルシール)を消防設備保守点検委託料に含めたものや、市民プールの物品の買い替えを修繕費で計上しているものがありましたが、買い替えについては、備品購入費若しくは消耗品費で計上すべきものと思料します。

また、市民プールのドライヤーの購入に関して、令和元年4月は消耗品費で購入し、10月には備品購入費で購入していました。

経費については、内容を確認し、正しい科目で統一性を持った処理を行って ください。

3 多目的施設等の利用許可について (局長指摘事項)

飯塚市都市公園体育施設条例施行規則第2条及び第3条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下、「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されています。

しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、 許可書等の提出及び発行はなされていません。

指定管理者は、規則を遵守し適正な事務処理を行うとともに、例規が実情に そぐわないのであれば、所管課と協議してください。